

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会議務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケガ

加入者(議員)
ご本人
および
配偶者
(夫婦型に
ご加入の場合)

演説中・公務中の事故 車での移動中の事故 飛行機搭乗中の事故 スポーツ中の事故

夫婦型
ご加入を
おすすめ
します。

個人賠償責任

自転車で他人にぶつかりケガをさせた

飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた

同居の子ども・孫が他人のものを破損した

買い物に誤って商品をこわした

〈事故の概要〉

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決) 出典：日本損害保険協会公式ホームページ

事故例

賠償額 概算 **9,521万円**

保険金額と掛金(保険料+事務運営費)

(注)本人型と夫婦型は、重複して加入できません。(保険期間 2019年7月1日から1年間 職種級別A級)年払の場合
 天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

加入タイプ	本人型		夫婦型		
	加入者(議員・退職議員)本人	配偶者	加入者(議員・退職議員)本人	配偶者	
ケガの補償の対象者	本人型		夫婦型		
補償内容	保険金額		保険金額		
ケガ	死亡	1,620万円	1,620万円	1,135万円	
	後遺障害	820万円	820万円	500万円	
	入院	交通事故	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円
		交通事故以外のケガ	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
	手術	交通事故	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
		交通事故以外のケガ	日額3,000円	日額2,500円	日額2,500円
通院	交通事故	日額2,000円	日額2,000円	日額1,500円	
	交通事故以外のケガ	最高2億円 (自己負担額なし)	最高2億円 (自己負担額なし)	最高2億円 (自己負担額なし)	
個人賠償責任	最高2億円 (自己負担額なし)		最高2億円 (自己負担額なし)		
年払保険料	20,000円		33,000円		
事務運営費	2,000円		2,000円		
掛金(保険料+事務運営費)	22,000円		35,000円		

制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

◎ご加入のお申込みは◎
町村議会事務局まで

本年度は、約15%(注)の割引となります。(注)団体割引30%、過去の損害率による割増35%、大口割引10%を乗算しています。
 事務運営費は本制度の運営に必要な費用(様式のとりまとめ、掛金の集金等)に充当しています。

※傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険がセットされたプランなので、「交通事故」の場合、傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険の両方から保険金をお支払いします。

新規・中途加入者の掛金(保険料+事務運営費)					
補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円(保険料20,000円)	35,000円(保険料33,000円)	1月1日	11,000円(保険料10,000円)	17,500円(保険料16,510円)
8月1日	20,200円(保険料18,330円)	32,100円(保険料30,240円)	2月1日	9,200円(保険料8,330円)	14,600円(保険料13,750円)
9月1日	18,400円(保険料16,680円)	29,200円(保険料27,510円)	3月1日	7,400円(保険料6,680円)	11,700円(保険料11,000円)
10月1日	16,500円(保険料15,010円)	26,300円(保険料24,760円)	4月1日	5,500円(保険料5,010円)	8,800円(保険料8,270円)
11月1日	14,700円(保険料13,320円)	23,400円(保険料22,000円)	5月1日	3,700円(保険料3,320円)	5,900円(保険料5,490円)
12月1日	12,900円(保険料11,680円)	20,500円(保険料19,260円)	6月1日	1,900円(保険料1,680円)	3,000円(保険料2,770円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者) 〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

- 本保険制度は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。
- ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。
- ◎ 取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- ◎ 幹事引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-5408 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

全国町村議会議員の皆さまへ
**団体補償制度
傷害総合保険**

団体補償制度の加入で

**もしもの時、ご家族を
守るのはあなたです!**



**他人に
ケガを
させた**



**他人の
財物を壊した
(損害を与えた)**



Point

1

**団体補償制度への加入で
賠償事故に備えることができます!!**

保険の補償	対象	事故の相手		自分
		生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
セットされる内容		個人賠償責任補償	個人賠償責任補償	傷害補償

- ・職務遂行に直接起因する賠償事故や自動車(バイク、原動機付自転車を含む)を使用中に発生した賠償事故は、補償の対象外となります。
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する賠償事故は補償の対象外となります。
- ・そのほか、お支払いできない場合の詳細についてはパンフレットをご確認ください。

Point

2

ご家族の皆さまの賠償事故を補償します!!

個人賠償の
被保険者の範囲は
本人、配偶者だけでは
ありません!!

※補償の対象となる被保険者の範囲については、
パンフレットP4(※2)に記載しております。



同居の子供や孫が
他人のものを破損させた

Point

3

自転車事故の賠償金は数千万円になる場合があります!!

全国的に自転車保険の
加入を義務づける
自治体が増えてきています。

団体補償制度への加入で **最高2億円** (自己負担額なし) 補償されます!!

(29年度から5,000万円→2億円に大幅に増額されました。)

(2019.4.1現在) 自転車保険加入を義務付けしている主な自治体は以下のとおりです。

毎年増えて
います

兵庫県

大阪府

滋賀県

鹿児島県

京都府

埼玉県

石川県

名古屋市

相模原市

自転車での事故例

賠償額 概算	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突、女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決

出典:日本損害保険協会

お問い合わせ先 【保険の相談・連絡窓口】

引受幹事保険会社

[保険契約者]
現職加入に関するお問い合わせ

全国町村議会議員互助会

〒102-0082
東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館

TEL 03-3264-8172

[取扱代理店]
退職者継続加入に関する
お問い合わせ

株式会社 まちむら

〒102-0082
東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館

TEL 03-3264-6830

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5408

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

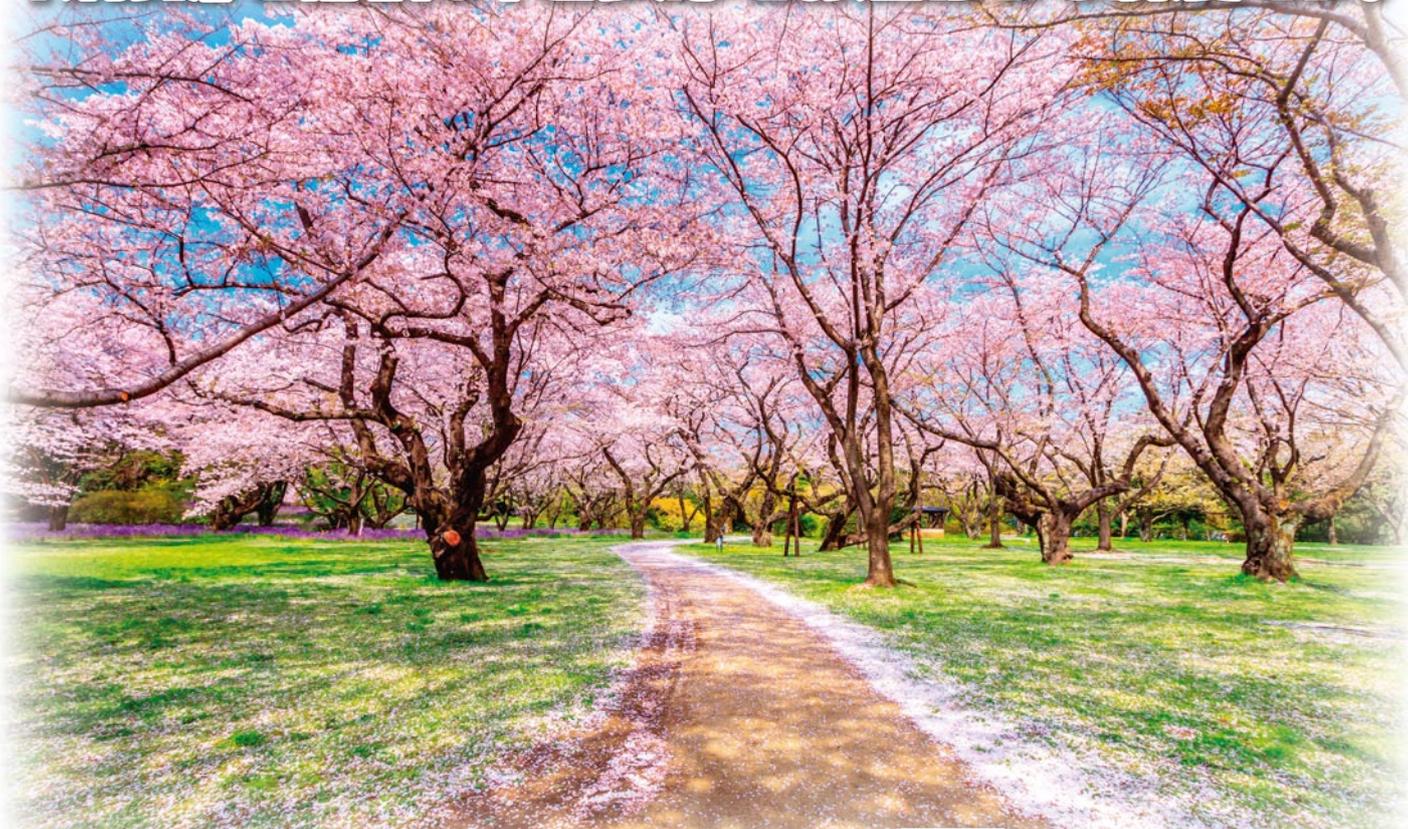
○このチラシは、「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村 議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

保険期間 2020年1月1日午後4時から1年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5つの特長

1

「病気」を補償します！

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します（注1）。また、1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

2

団体割引30%の、割安な保険料です！

ご加入年齢 満60歳～満64歳の場合（A型にご加入いただいた場合）

疾病入院保険金 1日につき	■大手前の場合 入院保険金日額の40倍	23,070円
5,000円	■大手前以外の場合 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	

（保険期間1年・年払、団体割引30%適用）

3

議員・退職議員の皆さまのための制度です！

- 議会議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 満79歳（保険始期日時時点の満年齢）まで加入できます。

4

お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます（注2）。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません（注3）。

5

無料の健康・介護相談サービス （SOMPO 健康・生活サポートサービス） をご利用いただけます！

（注1）日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同一ような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

（注2）加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

（注3）本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議会館3階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）